

保育の必要性の認定について

保育が必要な理由		認定期間 (利用可能期間)	添付書類
就労(勤務又は採用予定)	1か月に64時間以上労働する事を常態していること。	就学前まで	「勤務証明書」※福祉課指定の様式 (本人記載は無効。また、日付・記入者印のないものも無効です。)
就労 (自営業・農業・内職)			「自営業・農業申立書/内職証明書」※福祉課指定の様式 (指定様式に必要事項を記入の上。次のア～ウのいずれかを証明書として提出してください。) ア. 営業証明書 イ. 商工会議所や組合等による証明 ウ. 営業収入が記載されている申告書に写し ※ア～ウの証明が提出できない方は、指定様式に民生委員からの証明が必要です。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと。	(産前3か月・産後3か月)	母子手帳の出産予定が記載されているページの写し
疾病・障がい等	病気もしくは負傷していること。 精神もしくは身体に障がいを有していること。	就学前まで	医師の診断書(保護者用)※福祉課指定の様式
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること。(長期入院・入所の親族を含む)	就学前まで	医師の診断書(看護・介護用)※福祉課指定の様式
求職活動	求職活動を行っていること。	求職開始から90日間	ハローワークカードの写し
就学	学校や職業訓練に通学していること。	終了日が属する月の末日	「在学証明書」と「時間割表の写し」
災害復旧、DV等	震災、風水害、火災その他の災害普及に当たっていること。 虐待やDVのおそれがあること	保育が必要な事由が終了するまで	罹災証明書
育児休業	育児休業中に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要なこと。	育児休業期間が終了するまで	・「勤務証明書」※福祉課指定の様式 (本人記載は無効。また、日付・記入者印のないものも無効です。) ・育児休業期間の記載のある証明書等のコピー

※就労(月120時間未満)や求職中及び育児休業期間は保育短時間認定となります。

※離職や就職、転職等、保護者の状況に変更が生じた場合は速やかに変更の届出を行ってください。